

〔論 文〕

『新聞集成明治編年史』にみる法典論争

池 田 雄 二

目 次

I 序

II 法典公布まで

- (1) 「法典編纂中止」(大阪毎日新聞明治23年1月9日)
- (2) 「商法に不安」(郵便報知新聞明治23年3月22日)
- (3) 「商法=発表間際に字句訂正」(郵便報知新聞明治23年4月21日)

III 商法施行延期まで

- (1) 「ボアソナード 樹木のツッカヒ棒論」(東京日日新聞明治23年5月6日)
- (2) 「商法実施と商人」(朝野新聞明治23年12月4日)
- (3) 「山田顯義辭表提出の真相」(東京日日新聞明治23年12月26日)
- (4) 「山田司法大臣の辭表御聽許なく」(東京日日新聞明治23年12月26日)
- (5) 「商法實施延期=廿六年に延期」(官報明治23年12月27日)

IV 商法施行延期から1891年(明治24年)

- (1) 「商法延期祝宴」(東京日日新聞明治23年12月27日)
- (2) 「明治二十三年の重要記事(三)」(東京日日新聞明治24年1月10日)

V 法典施行再延期法案可決まで

- (1) 「民法商法施行延期法律案」(東京日日新聞明治25年6月11日)
- (2) 「第三議會の終了と其の収穫」(東京日日新聞明治25年6月16日)

VI 法典延期に関する天皇の裁可まで

- (1) 「法典延期派園遊會」(東京日日新聞明治25年6月21日)
- (2) 「大臣の引責 口實は病気」(寸鐵新聞明治25年6月23日)
- (3) 「司法大臣辭任 法典延期の引責」(東京日日新聞明治25年6月23日)
- (4) 「法典延期案 閣議上程さる」(日本明治25年7月16日)
- (5) 「法典問題の成行」(時事新報日本明治25年9月3日)
- (6) 「法典取調委員任命事情」(東京日日新聞明治25年10月7日)
- (7) 「法典取調委員任命」(官報明治25年10月8日)
- (8) 「法典委員初集會と西園寺委員長」(東京日日新聞明治25年10月8日)
- (9) 「民法及び商法施行延期法律」(官報明治25年11月24日)

VII 法典延期法案の天皇裁可以後

- (1) 「商法一部施行」(官報明治26年3月6日)
- (2) 「法典調査會規則」(官報明治26年3月25日)
- (3) 「法典調査會正副總裁及主査委員決定」(官報明治26年4月14日)
- (4) 「商法の疑點研究 商法會議所内に法典調査會設立」(東京日日新聞明治26年7月6日)
- (5) その他

VIII 結

I 序

『新聞集成明治編年史』は二百数十種の新報の中から、後の資料となるべき重要な記事を広範囲にわたって採録した物である。その編纂の第一目的は、新聞創始以来の一縮図を作り、その資料をあらゆる方面に提供することである。編者中里泰昌は次のようにいう。

「新聞は其の日其の日の社会の縮図である。画幀に畳まれた一連の写生画である。其の点描と伝彩に多少の失策と稚拙とはあっても、此の位正直に無雑作に、且無遠慮に時代の類と索出とに惜しみなく便宜を与えてくれるものは無いからである。」

「此の貴重の資料を一般の用たらしめんには、其の重要記事を纂録して之を鳥瞰すべき一縮図を作るより外は無い。」

そしてまた『新聞集成明治編年史』には新聞資料による近代日本史としての一体系を編む目的も存した。そのため編年体となっており、各部門別に分類されてはいない。各部門別に分類した場合、一部の人、一部の研究の場合には便利ではあるが、時代色描出という新聞本来の特色を失う恐れがあるためである¹⁾。

そうであればこれを提供された者の役割として、それぞれの研究テーマに基いて整理することはそのテーマにおけるメディアの動向を探る上で意義があることだろう。本稿ではこの目的に沿って、1890年(明治23年)の旧民法典、旧商法典公布によって生じた法典論争の経過を抜き出して整理し、紹介する。この作業は、法典編纂やこれに密接に関わりのあった知識階層に属する者の視点ではなく、そうした動向を知り得なかった在野の者達、大衆が諸法典についてどのように受け止めていたのか、少なくとも彼らの選好を探ることができるであろう。

以下では、法典論争が始まった1890年(明治23年)から、これが終息した1893年(明治26年)までの記事を時系列に沿って紹介して行く。その上で以下のように考察期間を区分する。まず第1に、法典公布までとする(民法典が1890年4月21日、商法典が同年4月26日)。という訳は、この時点まで法典の内容が市井には伝わっておらず、国民の不安があるからである。第2に、商法典施行延期までとする。この頃まで法典関係の記事は商法関係に偏っている。第3に、1891年(明治24年)までとする。この間、紙上の法典論争関連記事が低調になる。第4に、法典施行の再度延期までとする。1892年(明治25年)中頃になると、法典論争関連記事が活発化する。第5に、天皇の延期法案裁可までとする。施行延期以後は争いの場が議会から内閣と天皇大権に移る。第6に、天皇裁可後とする。これ以後、法典論争は沈静化する。

II 法典公布まで

法典論争といった場合には、旧民法典と旧商法典に関わる論争を意味する。旧民法典の公布は1890年4月21日、旧商法典は同年同月4月26日であった。現代であると、法律ができる前の法案は公開され、それに関して立法に関与しないものであっても議論することが可能であるが、当時は公布時まで関係者以外は法典の内容を全く把握できなかった。そのため当時の人々は様々な憶測によってあれこれ論じている。以下では、法典公布までの新聞記事を追ってゆく。

(1)「法典編纂中止」(大阪毎日新聞²⁾明治23年1月9日)

法典編纂を進めてきたのは当時の司法大臣山田顕義である。その法典編纂事業の中止が囁かれている。その理由は以下のように報じられている。

第一に、大隈信重の遭難と(不平等)条約改正談判の中止³⁾により法典編纂事業が漸次下火となり、世論も余り耳を傾けないようになったこと。第二に、このような内に三大臣の更迭があり、新旧内閣で方針の異なる事情も出てきたこと。第三に、以上によって法典編纂等については急がず、国会開会まで待ち、開会前に新法を發布する必要はないという議論がでてきたこと。このような状況で1889年冬以来、法典編纂と法律取調委員会は中止の様相を呈しているという⁴⁾。

しかし実際には法典編纂事業中止には至らず、公布に向けた事業は進められた。このような報道は、あるいは法典編纂事業を望まない者による希望的観測も若干あったのかもしれない。2ヶ月先の郵便報知新聞は次のように報じている。

(2)「商法に不安」(郵便報知新聞⁵⁾明治23年3月22日)

西洋諸国では草案を公開して研究を数年間重ねて法律とする。それゆえに実際の事情に沿わず、法を弄ぶというようなことはない。しかし日本では草案を悉く官の秘密文書にして厳重に漏洩を戒める。そのために発表の時点にならなければ、その一部も窺うことができない。あれこれと事情に適さない条項があっても容易にこれを改正できない。

このような不安が報じられ、草案を公にすることを切望されている⁶⁾。

その後も法典公布事業は着実に進められ、民商法の内、商法は先に公布する予定だったようである。しかし実際には商法公布は民法公布に5日遅れた。その辺の事情を郵便報知新聞が次のように伝えている。

(3)「商法＝発表間際に字句訂正」(郵便報知新聞明治23年4月21日)

記事の日付は旧民法の公布日である。そして旧商法について次のように報じている。

本来、旧商法は4月8日に公布される筈だったが、字句修正を必要としたために公布を延期した。その後、修正が済み、4月26日に公布される予定だという⁷⁾。

字句修正の内容は明らかではない。ただこの報道の通り、実際に4月26日に公布された。そしてこの時点では法典について論争という程の世論は新聞報道では活発ではない⁸⁾。

Ⅲ 商法施行延期まで

『新聞集成明治編年史』の編集に拠る限りは、法典論争関連記事としてはどちらかというと、商法に関するものが多い。恐らくは商法の方が商人に対する直接的影響が大きいと考えられたためであろう。以下では商法施行延期に至るまでの記事を追ってゆこう。

(1) 「ボアソナード 樹木のツッカヒ棒論」(東京日日新聞⁹⁾ 明治23年5月6日)

旧民法公布から約2週間後、民法典論争の走りともいえる以下のような記事がある。

ある人がボアソナードに次の様なことを尋ねたという。この民法には日本固有の旧慣を採用したものがあるのだろうか？素人目よりみれば、全てフランス法やイギリス法等のものらしく、自国の法のような気がしない。

これに対してボワソナードはムッと怒った様子で次の様に答えたという。この民法は日本の習慣等も緻密に参酌したものである。例えば財産編総則第9条第4号¹⁰⁾は樹木の支持に備えた棚架、杭、柱ということが書いてあるが、これは日本固有のものであって、いわゆる用法による不動産¹¹⁾としたものである。この一事を以てしても今回の民法は日本固有の習慣を参酌したことは明らかである¹²⁾。

民法典論争において、旧民法は日本の慣習を考慮していないという批判があったのは周知のことである。ただ公布年においては、この点も含めて世論では大きな論争に発展していなかったようで、『新聞集成明治編年史』における民法関連記事は商法施行延期が帝国議会で可決される12月までこれだけである¹³⁾。

(2) 「商法實施と商人」(朝野新聞¹⁴⁾ 明治23年12月4日)

1890年(明治23年)12月4日、漸く実業界における商法施行延期の動きが紙上に現れる¹⁵⁾。朝野新聞に次のような報道がなされている。

商人は来月1日に迫った商法実施に頭を悩ませているという。一時、商法施行延期論も漸く盛んになってきたので、国会開会もなり、この動きが国会の世論となり、商法施行延期に繋がらないかと期待しているという。ただこれについて商人の期待感には空頼みである。けれどもこの空頼みで施行に備えた準備もしておらず、今日までうかうかと過ごしてきたという。特に煩わしいのは、商法施行に合わせて帳簿を変更する点にあるという¹⁶⁾。

しかし国会は予算の下調べもしていない状況であって、商法施行延期については諦観を抱く者達もいるという¹⁷⁾。

そして同月25日、帝国議会において商法施行延期が可決される。このことに関して次のような記事がある。

(3) 「山田顯義辭表提出の真相」(東京日日新聞明治23年12月26日)

この記事によると、この日司法大臣山田顯義は辞表を提出した。その原因には諸説があるというが、一説では商法が衆議院、貴族院両院で施行延期になったことにあるという¹⁸⁾。

この山田司法大臣辞表提出については同日、さらに次のような報道がされている。

(4) 「山田司法大臣の辭表御聽許なく」(東京日日新聞明治23年12月26日)

この記事によれば、山田司法大臣は病気が癒えるまで閑地での休養を命じられ、その間の司法大臣としての職務は大木喬任枢密院議長が兼務するようにとの沙汰された¹⁹⁾。

Oct. 2018

『新聞集成明治編年史』にみる法典論争

そして翌日に商法施行延期について定める法律が官報によって公布された。

(5) 「商法實施延期＝廿六年に延期」(官報明治23年12月27日)

「朕、帝国議會ノ協賛ヲ經タル商法及商法施行条例施行期限法律ヲ裁可シ、茲ニ之ヲ公布セシム。

御名御璽

明治二十三年十二月二十六日

内閣総理大臣伯爵 山縣有朋

[各大臣副書]

法律第八号

明治二十三年四月法律第三十二号商法及同年八月法律第五十九号商法施行条例ハ、明治二十六年一月一日ヨリ施行ス」²⁰⁾

IV 商法施行延期から1891年(明治24年)

ここでは商法施行延期が決定された直後から1891年の間、つまりほぼ1年間を取り上げる。世論(といっても恐らくは商人等一部の者の声が大きかったと思うが)の主目的は商法施行延期にあったようで、施行延期可決後に祝宴が催された他には法典論争関連記事は低調となる。

(1) 「商法延期祝宴」(東京日日新聞明治23年12月27日)

明治23年12月26日法律第108号による商法および商法施行条例延期法が成立したことを受けて、商法延期会が凱歌を揚げたとの記事が報じられている。

商法延期会は商法延期を主唱して結成された会である。商法延期会は12月25日、浅草欧遊館で宴会を開催し、178名が出席した。幹事木村糸市がまず開会の趣旨を述べ、次いで木村爲次郎が目的達成の所以と商事倶楽部設立の必要性について説いたという²¹⁾。

商法典延期関連法の成立が25日である。同日に祝宴が催されている。法律の成立は既にほぼ確実であった²²⁾。このことに関して次の記事が翌月に報じられている。

(2) 「明治二十三年の重要記事(三)」(東京日日新聞明治24年1月10日)

この記事は旧商法だけでなく、旧民法についても言及されている。

まず前年の山田顕義司法大臣の辞表提出については、商法延期が原因であると書かれている。

商法については、元々1891年1月1日の実施には世論の多数が反対であったと書かれている。そしてこれを受けて帝国議会では民法と同じく1893年(明治26年)まで施行延期となったという²³⁾。

前年12月26日の記事(二(3))では、辞表提出の理由については噂程度の論調であったが、この時点では辞表提出の理由が断定されている。

また前年の記事では商法施行延期ばかりが目目されたが、ここで民法施行も延期されたことを序のように報じている。このことから世論の注目が民法よりも商法にあったことが窺われる。

1891年(明治24年)における法典論争関連の記事はこれだけである。商法施行延期という主目的が達成されたため、報道も下火になったのだろう。この年の8月25日に法学界では有名な論文、穂積八束博士の「民法出テ、忠孝亡フ」が公表されるが、そのことに言及する記事は『新聞集成明治編年史』にはない。学会等知識階層の関心と世論の関心との間には相当な温度差があったのであろう。

しかし翌年1892年(明治25年)になると法典論争が活発化する。

V 法典施行再延期法案可決まで

1890年(明治23年)末に1893年(明治26年)までの法典施行が延期された後、翌年は紙上では法典論争は盛り上がりを見せていない。そしてその翌年、1892年(明治25年)になっても初めの半年は法典論争関連記事が現れてこない。しかし6月になると、法典施行延期期限が迫ってきたからであろうか、法典論争が新聞記事においても活発化する。

(1)「民法商法施行延期法律案」(東京日日新聞明治25年6月11日)

1890年(明治23年)に明治26年まで施行延期となった旧民法や旧商法の施行延期に関する法律が1892年(明治25年)6月11日に成立した²⁴⁾。

この記事によると、法典については一部延期案もあったが、全部延期で貴衆両院、しかも衆議院では152人という大多数で法案が成立したという。

一部延期の主張者は島田三郎(衆議院議員)である。なおこの記事執筆者によると、討議の内容については感服しなかったそうである。ただその中でも三崎亀之助学士(衆議院議員)と青萍(=末松清澄博士。法制局長官)の論説は聴くに値したという²⁵⁾。

この記事が挙げる三崎亀之助と末松博士は延期派である²⁶⁾。今までの記事で法典断行を是とする記事が一つもないところからして、全体的にメディアの立ち位置は延期派に偏向していたといえる²⁷⁾。

(2)「第三議會の終了と其の収獲」(東京日日新聞明治25年6月16日)

法典の更なる施行延期に関する法律が1892年(明治25年)6月11日に成立した。その法律案を成立させた第3帝国議会在が6月14日に閉会したことについて次のように報じられている。

この議会の成果は「民法、商法施行延期法律法案」を含む法律案8、予算案2、予算外支出等承諾案2、予算外国庫負担となる契約の件1だったという²⁸⁾。

なお再延期法案は議会によって可決されたが、大日本帝国憲法(明治22年2月11日)下の法律は帝国議会の議決だけでは成立しない。法律は帝国議会在が法律案に協賛し、その上で天皇が立法権の行使として、公布および執行を命じる(旧憲法第37条、第5条、第6条)。旧憲法には内閣についての規定はなく、内閣官制(明治22年12月24日勅令第135号)において定められている。その第5条第1項に「左ノ各件ハ閣議ヲ經ヘシ 一 法律案及予算決議案」とある。そして内閣に国務大臣を代表する内閣総理大臣が天皇に対して裁可・不裁可の決定を奏請するという運用となっていた²⁹⁾。そのため法典論争は議会の可決以後の手續に移って繰り上げられた。

VI 法典延期に関する天皇の裁可まで

旧憲法下の立法手続における議会の法案可決は不可欠であり(第37条), 法案の内容を確定させるものではあるが, 形式的にはそれ以上の拘束力はない。また現行憲法とは異なり, 議会で法案が可決したからといって, 直ちに天皇の裁可, 公布がされる訳ではない。という訳は, ある意味において, 旧憲法下の三権分立は現行憲法以上に徹底されていたからである。このことは三権の上であり, 総攬する天皇を抜いて三権の関係をみたときに明らかである。例えば, 行政権についていえば, 内閣総理大臣以下の国务大臣は必ず帝国議会議員から選ばれる訳ではない。第10条に天皇の文武官の任免権が定められているが, 特に内閣総理大臣以下国务大臣についてこれ以上に具体的な任命手続については規定されていなかった。議会と行政の主体である内閣との間には議院内閣制は存在せず, つまり内閣は議会の信任の上に成り立っている訳ではない³⁰⁾。従って法形式的には議会在議決した法案について内閣がその不裁可を天皇に奏請するということが可能であった。そのため帝国議会において法典施行延期法案が可決した後, その法案が直ちに天皇によって裁可, 公布されなかった。また司法権についても大審院長を始めとする裁判官は天皇が任命するのであって, 現行憲法第6条第2項のように内閣が指名して天皇が任命するのではなく(第58条第1項), また法令違憲審査権はないとするのが通説である³¹⁾。

ともあれ, 大日本帝国憲法下では制度的に議会の議決後, 必ず天皇の裁可があるとは限らなかった。その後の運用では, 実際に内閣が不裁可を奏請し, 天皇が不裁可とした実例はなかったが, 大日本帝国憲法が施行されて間もない頃は内閣の奏請と天皇の裁可が注目されたことは想像に難くない³²⁾。そこで天皇の裁可に至るまでの法典論争の過程を追ってゆく意義はある。

(1) 「法典延期派園遊會」(東京日日新聞明治25年6月21日)

法典延期派による園遊會が6月22日に開催されたことが報じられている。これによると, 出席者は100名以上で, 主な出席者は以下の通りである。

大原重朝(貴院議員), 松平信正(貴院議員), 村田保(貴院議員), 菊池武夫(貴院議員), 三崎龜之助(衆院議員), 鈴木萬次郎(衆院議員), 元田肇(衆院議員), 中村彌六(衆院議員), 松野貞一郎(代言人), 伊藤悌治(法学士), 中橋徳五郎(衆議院制度取調局), 尾崎行雄(衆院議員), 河島醇(衆院議員), 山田喜之助(代言人), 江木衷(代言人), 岡村輝彦(代言人), 土方寧(帝大教授), 稻垣示(衆院議員), 菊池九郎(衆院議員)である³³⁾。

この中で注目すべきは, 村田保であろう。村田は1887年(明治20年)10月21日に発足した法律取調委員会において法律取調委員(提出された法案を討議・修正し, 委員会としての最終案を決定)に任命された。そうであるにも拘らず, 村田は貴族院において自ら取り調べた法典に関する「民法商法施行延期法律案」の發議を自ら行い, 施行反対の立場に回った。

その理由は多岐に渉る。総論的には法典には日本の民情にそぐわないものがあり, 初めより反対の意見をもっていたという。そして個別的には, 第一に, 倫常が乱れることを指摘する。これについて幾つかの条文を挙げるが, 例えばその一つとして親子兄弟間の扶養義務(人事編第26条)をあげる。放蕩の子が親を, 無頼の弟が兄に対して訴えを起こすことに繋がるという。

第二に, 慣習に悖ること。ここでは民法に関しては, 用益権, 使用権, 居住権, 賃借権, 田畑売買について, そして商法については商号について指摘をしている。

第三に, 法律の体裁を失すること。要するに, 法律で定める必要がない解釈的文言, 説明的文言, 自然

義務(債務)が存在している等の指摘をしている。

第四に、法律に貫徹しないところがあること。ここではボアソナードの手になる部分では財産相続を採用しているが、日本人の手による部分では家名相続を採用している部分があること等を指摘している。

第五に、他の法律と矛盾すること。ここでは憲法や刑法との矛盾や民事訴訟法に委任する文言があるにも拘らず、同法に該当条文がないこと等が指摘されている。

その他戸主の定め欠如、未成年者の親族会等が実際には行われ難いこと、嫡出推定が長子相続をとる日本において一家の紊乱を来すことを挙げる³⁴⁾。

(2) 「大臣の引責 口實は病気」(寸鐵新聞明治25年6月23日)

6月11日に施行延期となった旧民法や旧商法に関して田中不二麿司法大臣が引責辞任したと報じられている。ただ辞任の理由は法典問題ではなく、弄花事件³⁵⁾(児島惟謙を始めとする大審院判事や検事による花札賭博疑惑)に因るという通信もあるという³⁶⁾。

(3) 「司法大臣辞任 法典延期の引責」(東京日日新聞明治25年6月23日)

東京日日新聞では司法大臣辞任について、「法典延期の引責」と断定する記事を発表している。また本記事によると、任免は宮中で22日16時20分に行われた。同時に農商務大臣河野敏謙も免官となった³⁷⁾。

(4) 「法典延期案 閣議上程さる」(日本明治25年7月16日)

日本(「にっぽん」という紙名である)によると、7月16日に法典延期法案は司法大臣河野敏謙によって内閣に提出された。これによって閣議が開かれ、採否が決定されることになった³⁸⁾。

(5) 「法典問題の成行」(時事新報日本明治25年9月3日)

法典延期法案は明治25年7月16日に閣議上程された。その後も天皇による裁可がないまま、約2か月が過ぎた。その経過を大略、以下のように報じている。

延期法案が第三帝国議会を通過してから、内閣では意見の対立があった。

8月9日に第2次伊藤内閣が成立している。その前は松方内閣であったが、その松方内閣では法典断行の見込が強かった。一方で伊藤博文は延期派である。また内務大臣井上馨は民法人事編と商法等は修正を要するという意見であった。司法大臣山県有朋は断行派に与していた。

ところで本来、法典は1891年(明治24年)1月1日に施行予定であったが、これが第一帝国議会で延期と定まり、延期法が1890年12月26日に公布されたのであった。

本来なら、それから約2年の間に既成法典を修正すべきであった。しかし政府はこれをしてこなかった。という訳は、記事執筆者が解説するには、政府は既成法典を完全と判断したから公布した。これを修正する箇所があるといわれても、2年の間には成し得ないことは明らかである。そこで修正には着手するが、法典施行は予定通り、1893年(明治26年)1月1日とするという説が司法省内にまずあった。しかし修正に着手する以上は初めから完成した上で施行しなければならないという意見が出てきた。しかしそうすると、2年の間に完成させることはできないから、初めから修正の着手はしない方がよい。そして一旦、施行した上で修正に徐々に取り掛かることになった。という訳は法典の適不適は施行してみなければ解らないからである。

しかし今回は再び延期法案が通り、その法案には修正条件も付された。そこで記事では延期法案が裁可されれば、「法典修正局」とでもいうべきものが設けられるであろう、と予測する³⁹⁾。

Oct. 2018

『新聞集成明治編年史』にみる法典論争

実際に1893年(明治26年)に法典調査会が設置され、現行民法に繋がっていったことは周知の事実である。

(6)「法典取調委員任命事情」(東京日日新聞明治25年10月7日)

法典延期法案については閣内では断行派、延期派、一部延期派の三者の対立があった。しかしその後、法典取調委員が任命されたという。

この情報を提供した者によれば、廟議は議会を通過した延期法案を握り潰す政策はとらない方針だという⁴⁰⁾。

(7)「法典取調委員任命」(官報明治25年10月8日)

任命された法典取調委員が以下の通り官報によって報じられている。

「叙任及辞令 ○明治二十五年十月六日

賞勲局総裁侯爵 西園寺公望

民法商法施行取調委員長被仰付

判事 本尾敬三郎

司法省参事官 横田國臣

判事 岸本辰雄

判事 長谷川喬

司法省参事官法学博士 熊野敏三

第一高等中学校校長法学博士 木下廣次

法科大学教授法学博士 富井政章

判事 松野貞一郎

法科大学教授法学博士 穂積八東

法科大学教授法学博士 梅謙次郎

従三位 小畑美稻

従四位 村田保

民法商法施行取調委員被仰付」⁴¹⁾

この官報掲載記事には、取調委員の初期構成員に穂積陳重博士が入っていない。そして弟の穂積八東博士が入っている。

このこととの関係は不明だが、穂積八東博士については約2週間前の記事で深川セメント会社社長浅野総一郎の娘、マツ子との婚姻が報じられている。その前日には官報で「法科大学教授正五位穂積陳重」が法科大学教頭に任じられている⁴²⁾。法科大学教頭という要職にある者が選に漏れているのも奇妙である。

(8)「法典委員初集會と西園寺委員長」(東京日日新聞明治25年10月8日)

法典取調委員の任命について同日の東京日日新聞では大略以下のように報じている。

任命された委員は10月8日午前10時に出勤し、初集會にて辞令交付を受けた。それから13時まで何かの相談をした。ただし小畑美稻委員は忌服中のため出勤しなかったため、辞令は特便で送達された。

委員長の西園寺公望は断行派か延期派か態度を貴族院でははっきりさせていなかったのだが、その後は断行派の態度を明確にした。そうすると、委員は断行派と延期派6名づつにしたため、委員長を含めると断行派が1名多いことになる。しかし委員長は委員の互選ではなく、当初より委員長として任命されているため、決裁投票権をもたず、双方の派の間に立って、議事を整理する役割に留まるだろうとの予測が異口同音に主張されているという⁴³⁾。

(9)「民法及び商法施行延期法律」(官報明治25年11月24日)

閣議は(6)で内閣の意向が報じられた通り、延期に決した。そして1892年(明治25年)11月22日、民法及び商法施行延期法律が天皇によって裁可され、官報によって公布された。

「朕、帝国議會ノ協賛ヲ經タル民法及商法施行延期法律ヲ裁可シ、茲ニ之ヲ公布セシム。

御名御璽

明治二十五年十一月二十二日

内閣総理大臣伯爵	伊藤 博文
司法大臣伯爵	山縣 有朋
逓信大臣伯爵	黒田 清隆
内務大臣伯爵	井上 馨
陸軍大臣伯爵	大山 巖
農商務大臣伯爵	後藤象二郎
外務大臣	陸奥 宗光
文部大臣	河野 敏謙
海軍大臣子爵	仁礼 景範
大蔵大臣	渡邊 國武

法律第八号

明治二十三年三月法律第二十八号民法財産編財産取得編債権担保編証拠編、同年三月法律第三十二号商法、同年八月法律第五十九号商法施行条例、同年十月法律第九十七号法例及第九十八号民法財産取得編人事編ハ其ノ修正ヲ行フガ為メ、明治二十九年十二月三十一日マデ其ノ施行ヲ延期ス、但シ修正ヲ終リタルモノハ本文期限内ト雖之ヲ施行スルコトヲ得⁴⁴⁾。

以上の通り、法典延期を再度延期する法案が議会で可決された1892年(明治25年)6月11日から内閣の閣議を経て天皇の裁可を得て公布される同年11月24日までおよそ5か月半を費やした。

Ⅶ 法典延期法案の天皇裁可以後

法典延期法案の天皇裁可および公布時で以て法典論争は終息したとあってよい。以後は法典論争に直接関係すると思われる新聞記事はほとんど見い出せなくなる。以下では僅かに見い出せた法典関連記事を紹介する。

(1)「商法一部施行」(官報明治26年3月6日)

施行延期された旧民法や旧商法の内、一部施行の法律が1893年(明治26年)3月4日に公布され、官報によって報じられた。

Oct. 2018

『新聞集成明治編年史』にみる法典論争

「朕、帝國議會ノ協賛ヲ經タル商法及商法施行条例中改正並施行法律ヲ裁可シ、茲ニ之ヲ公布セシム。
御名御璽

明治二十六年三月四日

内閣総理大臣伯爵 伊藤 博文

〔各大臣副署〕

法律第九号

第一条 商法及び商法施行条例中別冊ノ通り改正ス。

第二条 商法第一編第六章及第三編、並ニ商法施行条例第一条乃至第三条、第五条乃至第八条、第十条乃至第二十七条、第三十条乃至第四十五条、第四十八条乃至第五十一条、及び第五十三条第三項ハ、明治二十六年七月一日ヨリ之ヲ施行ス。

第三条 商法第一編第二章及び第四章ハ、右同日ヨリ商事会社ニ付テノミ之ヲ施行ス⁴⁵⁾

第2条について、商法第1編「商ノ通則」の内、第6章「商事会社及ヒ共算商業組合」が一部施行された部分である。第3条について、第1編第2章は「商業登記簿」について、第4章は「商業帳簿」についての定めである。要するに会社法関連規定が一部施行された。

(2)「法典調査會規則」(官報明治26年3月25日)

施行延期された旧民法や旧商法や付属法律を修正するための政府機関として法典調査会が設置された。以下が法典調査会設置に関する勅令である。

「朕、法典調査会規則ヲ裁可シ、茲ニ之ヲ公布セシム。

御名御璽

明治二十六年二月二十二日

内閣総理大臣伯爵 伊藤 博文

司法大臣伯爵 山縣 有朋

勅令第十一号

法典調査会規則

第一条 法典調査会ハ内閣総理大臣ノ監督ニ属シ、民法、商法及付属法律ヲ審議ス。

第二条 法典調査会ハ、総裁、副総裁各一人、主査委員二十人以内、査定委員三十人以内ヲ以テ之ヲ組織ス。〔下略〕⁴⁶⁾

(3)「法典調査會正副總裁及主査委員決定」(官報明治26年4月14日)

法典修正のための政府機関である法典調査会の正副総裁と主査委員を決定する叙任及び辞令が4月14日の官報で公告された。

「叙任及辞令 明治二十六年四月十二日

内閣総理大臣伯爵 伊藤 博文

法典調査会総裁被仰付

賞勲局総裁候爵 西園寺公望

行政裁判所評定官法学博士	箕作 麟祥
法制局長官文学博士	末松 謙澄
内閣書記官	伊藤巳代治
法科大学教授法学博士	穂積 陳重
司法省民刑局長	横田 國臣
判事	本尾敬三郎
司法省参事官法学博士	熊野 敬三
判事	長谷川 喬
第一高等中学校長法学博士	木下 順次
判事	高木 豊三
法科大学教授法学博士	富井 政章
法科大学教授法学博士	梅 謙次郎
司法省参事官	田辺 芳
従四位	村田 保
従四位法学博士	菊池 武夫
従五位法学博士	鳩山 和夫
従七位	三崎龜之助
	元田 肇

法典調査会主査委員被仰付」⁴⁷⁾

前年10月8日に任命された法典取調委員には入っていた穂積八束博士は今回の法典調査会主査委員には入っておらず(査定委員に任命されている)、代わりに兄の穂積陳重博士が入っている。後に主査委員から穂積陳重、富井政章、梅謙次郎の3博士が起草委員に選ばれている。

(4)「商法の疑點研究 商法會議所内に法典調査會設立」(東京日日新聞明治26年7月6日)

1893年(明治26年)7月6日頃、商法會議所に法典調査會が設立されたと報じられている。これは法典修正を審議している法典調査會とは同名の別機関だと思われる。

報道によると、最近実施された商法(=旧商法)の疑問を研究するために設置された。會議は毎週火曜日に行われ、実務家に意見を尋ね、学説によって利害を研究する。7月4日に會議が開催され、21時まで討論された。會議決了後は、公表して会社の参考に供する⁴⁸⁾。

(5) その他

法典論争に関係するか現時点では不明だが、明治26年中に法典調査會関係者に関する人事が幾つか報じられている。時系列順に紹介すると、以下の通りである。

まず主査委員穂積陳重が法科大学学長に任命された⁴⁹⁾。

次に勅令第143号によって司法省官制が改正され、司法省に民刑局が置かれた⁵⁰⁾。そしてこの改正と同じく主査委員である横田國臣との関係が報じられている。郵便報知新聞が「民刑局不必要也」と題して批判的記事を寄せている。民刑局については、「司法部にては羽振よき某法官」も次の様にいっていると、「然り民刑局を置くの必要なし。民刑局にて取扱ふべき事務は之を書記官に取扱はしめて寸毫の不都合なきなり。司法に次官たるものは清浦、民刑局長たるものは横田、横田と清浦との間柄を知るも

のは、所謂人の為めに官を設くるを嘲る者ならん。」との見解をのべている⁵¹⁾。

次に同じく主査委員で法制局長官である末松謙澄についての11月10日付叙任辞令によって枢密顧問官に任命されている⁵²⁾。

最後に、法典調査会副総裁西園寺公望が11月13日付辞令によって貴族院副議長に任じられている⁵³⁾。

Ⅷ 結

以上を総括しよう。少なくとも新聞紙上では、法典が公布される1890年(明治23年)まで世上では法典の内容は知り得なかった。そのために不安に感じる者もあったが、それは主にこれまでの帳簿等を商法典に合わせて変更する必要があった商人であった。したがって注目するところも商法典の内容であって、その望むところも商法施行延期である。少なくとも同年中はそうであり、その目的は達成された。

そしてその翌年はほとんど法典論争は紙上では盛り上がりを見せなかった。

法典論争はどちらかというと民法典論争のイメージが強い。しかし法典論争において最も有名な穂積八東博士の「民法出テ、忠孝亡フ」は1891年(明治24年)に公刊されたが、少なくとも紙上を賑わした、ということは窺い知れない。民法典論争は大衆レベルの論争ではなく、主として知識階層における論争の側面が強かったようである。

翌1892年(明治25年)中頃、延期された法典の施行延期期限が迫ってくると、法典論争は再び再燃をし、貴族議員村田保によって再度の延期法案が提出されたが、その主張するところはほとんどが民法に関するものであった。そうして帝国議会において法案は可決された。その直後に開催された法典延期を祝する園遊会の出席者も帝国議会議員、帝大教授、代言人等知識階層がほぼ全てを占めている。

法典延期法案が可決された後は争いの場合は、内閣と天皇の裁可となった。という訳は、大日本帝国憲法も施行後間もなく、議会可決法案について、当然に内閣が天皇の裁可を奏上し、天皇がまた当然にこれを裁可するという慣行が成立していなかったからである。

法典延期法案が裁可された後は法典論争そのものに関する報道はほとんどなくなる。ただ法典修正のための法典調査会の設置がされる一方で、商法の一部施行もあり、商法会議所内に「法典調査会」が設置されるといった商業界の動向が報じられた。ここでは商法の疑問点が研究される等、旧商法廃止、現行商法制定に繋がる動きが継続されたようである。

以上より次のようなことがいえるだろう。まず新聞は大衆の選好を嗅ぎ取り、その選好に合致する報道をするものである。このことを前提とするとき、ほとんどの一般大衆にとって民法典の内容は大きな関心事ではなかった。法典論争において関心をもったのは、大衆の中では特に商人であって、その注目するところはほとんど商法典に対するものであった。法典が大衆に公布・公知されるようになって間もない明治中期において、法律に身近に接しない一般大衆においては法典論争に関心を持てる筈もなかったであろう。そしてこのことは法の浸透が当時とは格段に進んでいる現代においても通底している。最近の民法大改正についてもその内容がメディアにおいて取り扱われることは当時と比べてもそう多くはない。

注

- 1) 中里・新聞集成明治編年史・後掲・1巻・例言1ページ、緒言1-2ページ。なお旧字体は新字体にした。
- 2) 大阪毎日新聞は毎日新聞の前身である。
- 3) 外務大臣大隈重信の不平等条約改正案がイギリスの新聞『タイムズ』により報道された。その内容は、大審院判事に4名の外国人判事を任用、法典の公定英訳文を法典発布後1年以内に公布すると共に法定用語を日本語とすると定めるものだった。これに因り混合裁判や法典編纂自体は泰西主義によることで治外法権撤廃を得ようとするものであ

る等の非難が強まった。そして到々10月18日、官邸に戻る途中の大隈が玄洋社員来島恒喜の投げた爆弾により重傷を負った。ここに至って10月25日、黒田首相は条約改正を中止した(大久保・ボワソナード・後掲・159-160ページ)。

- 4) 中里・新聞集成明治編年史・後掲・7巻・361ページ。
- 5) 郵便報知新聞は読売新聞(その前身である報知新聞)の前身である。
- 6) 中里・新聞集成明治編年史・後掲・7巻・407ページ。
- 7) 中里・新聞集成明治編年史・後掲・7巻・423ページ。
- 8) 紙上では活発ではないが、法典論争は既に始まっていた。例えば、1889年(明治22年)5月、法学会が「法典編纂ニ関スル意見」を発表し、編纂の拙速と慣習無視を非難している。また既に村田を急先鋒として、旧慣無視に関する反対論も出ていた(大久保・ボワソナード・後掲・160, 163ページ)。
- 9) 東京日日新聞は毎日新聞の前身である。
- 10) 旧民法財産編第9条第4項
「第9条 動産ノ所有者カ其土地又ハ建物ノ利用、便益若クハ粧飾ノ為メニ永遠又ハ不定ノ時間其土地又ハ建物ニ備附ケタル動産ハ性質ノ何タルヲ問ハス用法ニ因ル不動産タリ即チ左ノ如シ但反対ノ証拠アルトキハ此限ニ在ラス〔第一～第三 略〕
第四 樹木ノ支持ニ備ヘタル棚架及ヒ杭柱
〔第五～第九 略〕」
- 11) この記事にある「用法による不動産」に相当するものとして、フランス民法典第517条は「財産は、あるいはその性質によって、あるいはその用途によって、あるいはそれが客体となる物 l'objet auquel ils s'appliquent によって不動産である。」と定めている。
ここにいう用途による不動産 *immeubles par destination* とは、性質上は動産に分類されるが、用途からみて不動産の従属物 *les accessoires* なので、法律上、不動産として扱う物である。用途による不動産は2種に分けられる。第1に、農工商業用土地・建物の便益および利用のため、それらに所有者が備え付けた動産。第2に、所有者が永続的に不動産に付着させた動産(實方・仏蘭西民法・II・後掲・第517条注釈)。
- 12) 中里・新聞集成明治編年史・後掲・7巻・426ページ。
- 13) 民法施行に反対する有名な穂積八束博士による論文、「民法出テ、忠孝亡フ」の公表も民法公布翌年、1891年(明治24年)8月25日の法学新報5号においてである(穂積・民法出テ、忠孝亡フ・後掲・227ページ)。
- 14) 朝野新聞は毎日新聞の前身の一つである。1890年(明治23年)、大阪毎日新聞に売却された。
- 15) これ以前に、実業界における商法延期の動きは存在している。1890年(明治23年)年7月13日には商工会議所が商法実施の延期建議書を提出している。7月15日には東京商工会会員阿部泰蔵が商法延期の建白を行い、同会はその後、商法延期決議を行っている。延期の理由は、商号や帳簿を備えることへの不安である。逆に大阪商工会議所は東京のこうした動きに反対だった(大久保・ボワソナード・後掲・164-165ページ)。
- 16) 当時の日本の帳簿はその種類が多かった。例えば東京の商慣習では大福帳を始めとして、次のような帳簿が存在した。当座帳(注文帳、諸用帳)、大福帳(懸け帳、本帳)、仕入帳、仕切帳、蔵入帳(蔵出入帳)、水揚帳、金銭判取帳、為替判取帳、荷物判取帳、船付帳、金銭出入帳、糶(ちょう)帳、相場帳、為替帳、給金帳(これらの内容について詳しくは、司法省・日本商事慣例類集・33ページ以下)。
- 17) 中里・新聞集成明治編年史・後掲・7巻・533ページ。
- 18) 中里・新聞集成明治編年史・後掲・7巻・537ページ。
- 19) 中里・新聞集成明治編年史・後掲・7巻・538ページ。
- 20) 中里・新聞集成明治編年史・後掲・7巻・538ページ。
- 21) 中里・新聞集成明治編年史・後掲・7巻・538ページ。
- 22) 12月に入り、衆議院では貴族院より先に永井松右衛門提出の商法施行延期法律案を可決していた。そして貴族院でも12月23日に村田提出の商法延期法律案を可決した。山田司法大臣は断行を諦めず、天皇の不裁可を主張したが、容れられず、辞表を提出した(大久保・ボワソナード・後掲・166-167ページ)。
- 23) 中里・新聞集成明治編年史・後掲・8巻・7-8ページ。
- 24) 貴族院における法案提出者は村田保である。既に114名の賛成者を集めていたから、表決の結果は初めからみえていた(大久保・ボワソナード・後掲・178-180ページ)。
- 25) 中里・新聞集成明治編年史・後掲・8巻・258ページ。なおパーレンは本稿による補足である。
- 26) 大久保・ボワソナード・後掲・180ページ。
- 27) ボアソナードが榎本外務大臣に提出した意見書においても、新法典に反対する人々の種別として「新聞紙の某種」を挙げている(大久保・ボワソナード・後掲・174ページ)。

- 28) 中里・新聞集成明治編年史・後掲・8巻・260ページ。
- 29) 旧憲法下の立法手続における天皇と行政権との関係について旧憲法時代の憲法学者は次のように解している。穂積 2・憲法・後掲・302ページでは次のように解している。旧憲法第55条第1項に「國務各大臣ハ天皇ヲ輔弼シ其ノ責ニ任ス」とある。この「輔弼」とは天皇の大権行使について意見をし、その採択を請う意義であり、これを天皇が採択するかしないかは自由である。従って、議会の議決がなければ立法することはできないが、大臣の意見は君主がその考慮の資料とするところに留まるとする。また美濃部・憲法撮要・後掲・489ページでも同様であるといつて良い。内閣総理大臣（なお戦前の内閣総理大臣は國務大臣の一人であり、その首席である）は、議会の議決を経た法律案を上奏して天皇の裁可・不裁可を奏請する。そして天皇はその何れかに決する。なお旧憲法施行以後、議会在議決した法案を天皇が不裁可にした実例はない。
- 要するに、議会在議決した法律案については、國務大臣を代表する内閣総理大臣が裁可・不裁可について意見をし、その意見を待って、天皇が裁可・不裁可を決するという手続となる。
- 30) 金子・帝國憲法制定の精神・後掲・43-45ページには大日本帝國憲法が議院内閣制を採用していないことに関して次のような逸話が語られている。金子堅太郎博士は大日本帝國憲法の起草者の一人である。同博士が公布された大日本帝國憲法の評論をきくために当時のアメリカ國務長官を訪ねた。その際、國務長官が自分なら君主に対してのみ責任を負い、議会对しては責任を負わないとするがどう憲法を作ったかと尋ねたという。これに対して金子博士はそうにしたと回答したという。
- もっとも大日本帝國憲法における三権分立は不十分という見解もある。例えば、美濃部・憲法撮要・訂正再版・後掲・128ページは次のような根拠を挙げる。第一に、立法権が議会に独占されておらず、政府も発案権がある。第二に、國務大臣は同時に議會議員であることが許されており、議会に出席し、発言する権利がある。第三に、議会は政府に質問をすることができる。第四に、政府は衆議院解散権がある。以上より日本における三権分立は三権がそれぞれこれを行行使する機関が全く同一ではないことにあるのみだとする。
- 31) 美濃部・憲法撮要・訂正再版・後掲・494ページ。
- 32) 6月18日、田中不二磨司法大臣は断行論を曲げず、松方首相に対して「民法商法施行延期法律案ニ対スル意見書」を提出し、内閣は天皇に延期法律案裁可を天皇に奏請すべきではないと主張している。またボアソナードも同意見であった（大久保・ボワソナード・後掲・181ページ）。
- 33) 中里・新聞集成明治編年史・後掲・8巻・267ページ。なお役職名は当時のもので、本稿における調査による。
- 34) 原典は、第三回帝國議会議事速記録第十一号83ページ以下。なお村田の法案提出理由については池田・村田保の法典反対理由・後掲において多少の解説を加えておいた。
- 35) 弄花（=花札賭博）事件とは1892年（明治25年）、大審院で起こった事件である。当時の大審院長児島惟謙以下判事6名が金銭を賭けて博打をした罪で判事懲戒法（明治23年8月20日法律第68号）第1条第2号（以下に抜粋）に基づいて懲戒裁判にまで発展した事件である。

「第一条 凡ソ判事ヲ懲戒スルハ左ノ場合ニ於テ懲戒裁判所ノ裁判ヲ以テスヘシ

第一 職務上ノ義務ニ違背シ又ハ職務ヲ怠リタルトキ

第二 官職上ノ威厳又ハ信用ヲ失フヘキ所為アリタルトキ」

結局、同年7月12日判決によって、被告人らが金銭賭博をしたと認めることができる証拠がないとして、免訴となった（中里・新聞集成明治編年史・後掲・8巻・276ページ）。

- 36) 中里・新聞集成明治編年史・後掲・8巻・267ページ。なお大久保・ボワソナード・後掲・181ページによると、結局のところ田中法相辞任の真相ははっきりしないという。
- 37) 中里・新聞集成明治編年史・後掲・8巻・268ページ。
- 38) 中里・新聞集成明治編年史・後掲・8巻・277ページ。
- 39) 中里・新聞集成明治編年史・後掲・8巻・296ページ。
- 40) 中里・新聞集成明治編年史・後掲・8巻・308ページ。
- 41) 中里・新聞集成明治編年史・後掲・8巻・308ページ。なお官報は、旧字体は新字体に、氏名の旧字体はそのままとした。
- 42) 新聞集成明治編年史・第八巻・前掲・303ページ・「9月23日官報」,「毎日新聞9月24日」。
- 43) 中里・新聞集成明治編年史・後掲・8巻・309ページ。
- 44) 中里・新聞集成明治編年史・後掲・8巻・324ページ。
- 45) 中里・新聞集成明治編年史・後掲・8巻・384ページ。
- 46) 中里・新聞集成明治編年史・後掲・8巻・391ページ。
- 47) 中里・新聞集成明治編年史・後掲・8巻・400ページ。

- 48) 中里・新聞集成明治編年史・後掲・8巻・438ページ。
49) 中里・新聞集成明治編年史・後掲・8巻・「叙任辞令」(官報明治26年9月12日)・456ページ。
50) 「(抄録) 勅令第四百四十三号〔明治二十六年十月三十日〕
司法省官制〔要略〕
第一条 司法大臣ハ各裁判所及検事局ヲ監督シ檢察事務ヲ指揮シ恩赦及復権ニ関スル事項其ノ他諸般ノ司法行政事務ヲ管理ス
第四条 司法省ニ民刑局ヲ置キ、左ノ事務ヲ掌ラシム。
一、民事、刑事及其ノ他ノ法律命令ニ関スル事項。
二、裁判及檢察ノ事務ニ関スル事項。
三、恩赦及復権ニ関スル事項。」(中里・新聞集成明治編年史・後掲・8巻・480ページ掲載)
51) 中里・新聞集成明治編年史・後掲・8巻・郵便報知新聞(明治26年11月10日)・485ページ。
52) 中里・新聞集成明治編年史・後掲・8巻・「叙任辞令」(官報明治26年11月11日)・486ページ。
53) 中里・新聞集成明治編年史・後掲・8巻・「西園寺公望が貴族院副議長」(東京日日新聞明治26年11月16日)・487ページ。

参考文献

- 池田雄二「村田保の法典反対理由とその法典論争における立ち位置」池田雄二演習論文集・平成29年度掲載予定。
大久保泰甫『日本近代法の父 ボワソナード』(岩波書店, 1977年)。
金子堅太郎『帝國憲法制定の精神歐米各國學者政治家の評論』(皇道會, 1935年)。
實方正雄『仏蘭西民法Ⅱ 物權法』(有斐閣, 1956年)。
司法省『日本商事慣例類集』(白桃社, 1932年, 初出1883年-1884年)。
中里泰昌編『新聞集成明治編年史』(本邦書籍, 1982年, 初出1934年)。
穂積八東「民法出テ、忠孝亡フ」穂積重威編『穂積八東博士論文集』(有斐閣, 1943年, 初出1891年8月25日)223ページ。
同2『修正増補憲法撮要』5版(有斐閣, 1935年, 初版1910年)。
美濃部達吉『憲法撮要』訂正再版(有斐閣, 1924年, 初版1923年)。
同2『憲法撮要』改訂第5版(有斐閣, 1932年)。

(2018年7月12日掲載決定)